

『汚染状況重点調査地域』の指定について

- 本市は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、平成23年12月28日付けで「汚染状況重点調査地域」の指定を受けました。
- 「汚染状況重点調査地域」は追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）を越える地域が含まれる自治体を指定し、汚染状況を詳細に調査した上で、除染対象地域を特定して除染実施計画を策定します。
- 牡鹿地区の一部において文部科学省が実施した航空機モニタリングにより、基準値を超過する地点があったことから、本市が直接測定したところ、コバルトライン「大原IC」から「鬼形IC」の間に基準値を超過する箇所が見つかりました。
- 本市は今後より詳細な調査を行い、基準を超過する箇所の特定や汚染状況を確認いたします。
- なお、これまでの調査では、本市の他地域及び牡鹿地区の各集落周辺においては基準値を下回っており、健康に影響を与えるレベルではありません。

